G20 首脳会議に向けた L20 声明 2021 年 10 月 30~31 日、イタリア・ローマ

人々に繁栄をもたらし、地球を守るための労働者の要求

「私たちは、COVID-19 パンデミックが、世界経済や私たちの社会に大きな影響を与え続けており、世界的な不平等を悪化させていることを認識している。我々は、より大きな社会正義と万人のためのディーセント・ワークにつながる、首尾一貫した人間中心の政策アプローチの必要性を認識している」(2021 年 G20 労働雇用大臣宣言)

2020年、G20首脳は「命を守るための努力を惜しまない」ことを約束した。Covid-19は、人命を奪う一方で、雇用や生活が失われ、最も弱い立場にある人々に不均衡な影響を与えており、また、気候変動に関する野心が実現されないままになっている。

Covid-19 ワクチンの開発に早くから成功していたにもかかわらず、多くの開発途上国では、ワクチンを接種しているのは人口の 2%にも満たないのが現状である。IMFは、ワクチンの不平等が続くことが世界の回復に対する最大の脅威であると指摘している。

G20 は、Covid-19 ワクチン、治療、検査への普遍的なアクセスを保証するための行動を早急に起こし、社会対話と新たな社会契約によって形成された復興計画にコミットしなければならない。また、公正な移行による気候に配慮した質の高い仕事への投資、労働安全衛生を含むすべての労働者の権利の土台、質の高い公共サービス、構造的で弾力的な普遍的社会保護システムのための財政的余裕、この目標を支援するための世界的な社会保護基金の活用、待遇と機会の平等、完全かつ適正な雇用を伴う包摂的な経済を目的とした公正な開発モデルを目指している。

Covid-19の大流行は、世界経済の断層、グローバルなサプライチェーンの脆弱性、そして規制緩和と民営化を推し進めてきた数十年に及ぶ政策がもたらした永続的なダメージを露呈した。これらの政策は、人々を支援し、完全かつ適正な雇用を促進し、環境を保護するための政府の能力を低下させた。緊縮財政は、公共投資を削減し、公共サービスを低下させ、セーフティネットを縮させた。グローバル化のモデルは、権利の底辺への競争、サプライチェーンでの非人間的な状況、不平等の拡大によって、政府への信頼を損なっている。

パンデミックが始まって以来、先進国に集中している救済措置は、必要なライフラインを提供してきた。しかし、これらの救済策のうち、労働者に向けられたものはわずかであり、多くの国では支援策の縮小が始まっている。多くの国では、厳しい財政制約により、危機にもかかわらず、支出を減らさざるを得なかった。目的に適合していない世界的な金融セーフティネットは、債務負担の増大と債務の脆弱性に対する不十分な対策とともに、危機を悪化させている。UNCTADは、途上国が2025年までに12兆

ドルの貧困に陥ると試算している。ワクチンの普及が進まないままだと、さらに 1.5 兆ドルの収入が消えてしまう。

ILO は、2022 年まで雇用者数はパンデミック前の水準を下回ると予想している。第一線で活躍する労働者は、適切な健康と安全の保護がなく、不安定な雇用と低賃金という厳しい条件に直面しているにもかかわらず、命がけで働いている。女性、移民、人種的・民族的マイノリティ、そして若者は、低賃金で非公式な職業に就いている割合が高く、十分な社会的保護を受けられないことが多い一方で、経済活動の鈍化によって最も大きな打撃を受けてる。

雇用の回復が遅々として進まないことで、長期にわたる傷跡が残り、貧困が拡大し、 国連の持続可能な開発目標やパリ協定へのコミットメントの達成がさらに遠のいて しまうリスクがある。不均等で脆弱な回復は、国の内外での不平等を悪化させ、気候 危機やデジタル変革などの喫緊の課題に取り組めないまま、民主主義を脅かす極右ポ ピュリズムの台頭を助長するリスクがある。

社会対話は、信頼を回復し、不平等を是正し、ネット・ゼロ・カーボンとデジタル経済への「公正な移行」を実現し、国連の「持続可能な開発目標」と「パリ協定」で定められた野心を実現する、人間中心の復興のための基礎を築かなければならない。

私たちは、G20 のリーダーたちに、緊急に行動を起こし、パンデミックを抑制・緩和するための約束を果たし、「グローバル Covid-19 ワクチン計画」のための資金調達の約束をすることを求める。私たちは、G20 のリーダーたちに以下のことを求める。

- インドと南アフリカが WTO で提案している、Covid-19 ワクチン、治療薬、検査薬の知的財産権を一時的に停止する TRIPS 免除の要請を直ちに支持し、生産を拡大してコストを削減できるようにする。
- COVAX への財政支援を強化することで、ワクチン、治療薬、検査薬のユニバーサルアクセスと公平な配布を確保する。
- SARS-COV-2 を職業上の危険、COVID-19 を職業病として認め、第一線で働く労働者から順にワクチン接種と集団検査を行う。

G20 のリーダーたちは、すべての人にディーセント・ワークを提供できる復興のために、人間中心のアプローチをとるという労働・雇用大臣の公約の基礎の上に、以下のステップを踏まなければならない。

- 社会的パートナーとの対話により、最低生活賃金と団体交渉に裏打ちされた気候変動に配慮した質の高い雇用を創出し、ILO の労働における基本的権利と労働安全衛生に基づいた労働保護の土台をすべての労働者に提供することで、労働者にとって公平な競争条件を実現するための雇用回復計画を打ち出す。
- 積極的な労働市場政策への投資を通じて雇用創出を促進し、労働権の浸食と雇用 関係の断片化という失敗したアプローチを終わらせ、団体交渉と社会対話を通じ て職場の民主化を促進し、あらゆる形態の雇用関係にある労働者の組織化の権利 を促進することで、完全雇用を達成する。

- 職場のデジタル化、職場でのアルゴリズムや人工知能の使用、従業員データの透明性・保護・所有権の強化、プライバシー、監視・モニタリングのガバナンスの確保などの戦略的決定において、すべての重要な段階で労働者に発言権を与える。
- ILO の公正な移行ガイドラインに沿って、イノベーションを促進し、部門別の変革を予測し、ネット・ゼロ・カーボンとデジタル経済への移行を可能にする産業政策の枠組みを採用するよう、各国に奨励する。
- 徒弟制度や若者に焦点を当て、質の高い公教育や職業訓練、生涯訓練に投資する ことで、新たな技能や学習機会の創出を支援し、社会的パートナーと協力して生 涯学習を確保する。
- 労働安全衛生を基本的権利の地位にまで高めるという、2019 年の IL0100 周年宣言における誓約を果たす。

G20 のリーダーは、以下のことを通じて、平等を支持し、差別の問題に取り組まなければならない。

- 女性のためのより良い平等な賃金の仕事を創出するという公約を実現し、2025年までに1億人の女性を労働市場に参入させ、非正規雇用から正規雇用への移行に 取り組む。
- 職場における暴力とハラスメントの廃止に関する ILO 第 190 号条約を批准し、効果的に実施するとともに、ILO の「同一労働同一賃金」の原則を実施する。
- 医療・介護分野における質の高い仕事を確保するための投資を増やし、介護職の 正規雇用化を支援する。
- ブリスベンの「25-25 目標」とアンタルヤの「G20 青年目標」の達成と、これらの 目標に向けた進捗状況を測るための質的・量的指標の範囲を拡大する。
- 移民が平等な扱いを受けられるようにし、職場や社会における人種差別と闘うというこれまでの公約を実現する。
- 若者、女性、その他差別を受ける可能性のあるグループの参加に注意を払いつつ、 最低生活賃金と団体交渉権を伴う質の高い研修や実習への支援を提供する。
- フォーマル経済に従事していない人々への社会保護の適用拡大。
- プラットフォームビジネスやインターネットを介した仕事に従事する労働者が正しく分類され、労働法や協約の対象となり、他のすべての労働者と同じ権利と保護を享受できるようにする。

包摂的で弾力性があり、気候変動に強い復興のためには、G20 のリーダーたちは、緊縮財政の枠組みから脱却し、公共投資に関する約束をしなければならない。これらの目標に向けて、G20 のリーダーたちは以下のことを行わなければならない。

- 各国政府が国民やインフラに必要な投資を行うために必要な財政的余裕を確保するため、国内の歳入の動員を支援する。
- 国際的な租税回避行為を廃止し、世界の法人税の最低税率を 25%以上に設定する。
- ◆ 法人税の最低税率、金融取引税、デジタル経済への効果的な課税、貧困の拡大の中での過剰な富の増加を抑制するための富裕税など、累進的な課税措置を導入する。
- 電子商取引やテクノロジー企業の市場集中と独占力に対処し、労働者やサプライヤーに下方圧力をかけるような非競争的な慣行を抑制する。

- 質の高い公共サービスに投資し、精神衛生、高齢者ケア、育児、その他の社会的 ケアサービスを含む、無料で普遍的な医療、教育、ケアサービスを支援する。
- 社会的保護制度を拡充し、国民皆保険を実現するとともに、拠出型制度を強化する。
- NDCs (国が決定する貢献) において野心的な脱炭素目標を設定し、脱炭素化の取り組みを支援する分野に投資し、すべての投資が人権、ESG 基準、国連の持続可能な開発目標に沿ったものであることを保証することにより、パリ協定の実施に向けてリーダーシップを発揮する。
- ILO の公正な移行の枠組みを適用し、民主的な参加と社会対話を伴う気候変動政策を設計する。
- 公共投資を、交通、衛生、デジタルインフラなどのインフラプロジェクトに向け、 国や地域の公的開発銀行を動員して資金援助を行う。

パリ協定や国連の持続可能な開発目標に沿った世界的な回復を支援するために、G20のリーダーたちは、改革された多国間主義に向けて以下のステップを踏む必要がある。

- 最も脆弱な国々の気候変動への適応と排出量の削減を支援するために、1,000 億 ドルの気候変動資金を提供するという既存の公約を実現する。この資金は、新た な債務負担を生じさせないために、融資ではなく助成金の形で提供されるべきで ある。
- 開発担当大臣が提言したように、世界の後発開発途上国における普遍的な社会的 保護の確立を支援するための「世界社会保護基金」を設立する。
- 開発協力予算を GDP の 0.7%にするという国際公約を守る。
- 債務救済、再構築、または帳消しのためのイニシアチブを拡大し、DSSI および G20 債務処理のための共通フレームワークへの参加を民間債権者に拡大し、低所得国 と中所得国の両方を含み、債務の持続可能性を回復するために債務の償却を奨励する。
- 先進国が、最近の IMF SDR (特別引出権)の割り当てを、必要としている国への 無債務支援を通じて再配分するためのチャネルを構築する。
- 資金と技術の共有を通じて、途上国における気候変動への取り組みを支援する。
- 貿易・投資協定における国内の政策空間を尊重し、完全雇用、ネット・ゼロ経済 への公正な移行、デジタル経済の規制、発展のための空間の実現に向けた政策を 追求する能力を制限する条項を廃止する。
- 二国間および地域の貿易協定を通じて ILO 基準を効果的に実施する条項を含める。
- ◆ 公共の利益よりも企業に有利な投資家対国家の紛争裁判を廃止し、そのような紛争を処理するための公正で透明なメカニズムを確立する。
- WTO における正式な社会対話の場として労働に関する委員会を設置し、ILO の基本的権利に基づく強制力のある労働条項を採択し、世界的に権利の下限を設定する。
- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」および OECD の「多国籍企業ガイドライン」の採択と実施を約束し、企業のサプライチェーンに対するデュー・ディリジェンスと ILO の「多国籍企業と社会政策に関する原則の三者宣言」を義務化する。
- IMF、世界銀行、その他の地域開発銀行が推進する政策と、国連持続可能な開発目

- 標、ILO労働基準、パリ気候協定との一貫性を確保する。
- 多国籍企業およびその他の企業に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成するための国連人権理事会のプロセスに積極的に関与し、支援する。